

これまでの主な意見の整理 (ポイント)

I 社会福祉法人の今日的な役割

(1) 非営利法人としての役割、社会福祉の専門家としての役割

- ① 多様化・複雑化している生活上のニーズに対応すること
- ② 市場に任せては成立しないサービスに対応すること
- ③ 制度の隙間のニーズに対応すること
- ④ 福祉ニーズに先駆的・開拓的に対応すること

(2) 地域における公共的な役割

- 法人の施設・資産の公共性に鑑み、ヒト・モノ・カネといった資源を活用して、地域活性化に貢献すること

(3) 措置事業を実施する役割

- 行政が実施すべき事業(措置)の受託をすること

II-1 地域における公益的な活動の推進

(1) 基本的な考え方

社会福祉法人の今日的な役割を踏まえ、①地域における公益的な活動の推進と②活動を促進するための環境整備を進めていく必要がある。

(2) 今後検討すべき論点

① 地域における公益的な活動の枠組み

…活動の内容、法律への明記、決定する仕組み、地域福祉計画との連動 等

② 地域における公益的な活動の実施促進

…資金使途の柔軟化、法令上の制約の見直し 等

③ 地域における公益的な活動の実施方法

…複数法人による協働実施、財源拠出の義務化 等

④ 地域住民の理解促進

…活動の公表、事後チェックの仕組み 等

Ⅱ-2 法人の組織

(1) 基本的な考え方

- ① 措置から契約への変化に伴い、社会福祉法人は、利用者の多様なニーズに対応できるサービスを行う必要があること
- ② 法人には地域が求める多様な公益的な活動に積極的に対応していく必要があること

から、事業ごとではなく、法人単位の経営の視点が重要である。

また、平成18年の公益法人制度改革等による他の公益法人の組織体制の見直しを考慮し、法人の組織を見直していく必要がある。

(2) 今後検討すべき論点

- ① 法人組織の権限と責任の明確化
- ② 法人本部機能の強化
- ③ 評議員会の設置
…全ての法人による設置、共同評議員会、小規模法人等への配慮等
- ④ 理事長等の権限及び責任
…職員理事の登用、損害賠償責任、職務に応じた給与、法人財務のチェック機能の強化等
- ⑤ 理事長の権限を補佐する仕組み
…経営委員会、執行役員会等の活用 等

Ⅱ-3 法人の規模拡大・協働化

(1) 基本的な考え方

社会福祉法人が利用者や地域のニーズに積極的に対応していくためには、本来事業のみならず、地域を見る経営者の視点が重要である。

また、実際にニーズに対応していくためには、法人の規模拡大や協働化が一つの対応策であり、それが可能になる仕組みや環境整備を検討していくことが必要である。

(2) 今後検討すべき論点

① 規模拡大のための組織体制の整備

…理事長の能力向上、中間管理層の育成、法人の設立・存続要件の見直し、
役員の相互乗り入れ 等

② 合併・事業譲渡手続きの透明化

③ 事業の協働化

…地域の法人による協働事業、社団的連携 等

④ 規模拡大の環境整備

…資金使途の柔軟化、資金管理の見直し(施設→法人)、所轄庁への再周知 等

⑤ 規模拡大に当たっての留意事項

…措置事業の取扱い 等

II-4 人材確保

(1) 基本的な考え方

今後は、①多様な人材の参入、②資質の向上、③労働環境・処遇の改善を総合的に進めるため、社会福祉法人が地域コミュニティや他の法人との連携・協働をより一層推進していくことが必要である。

(2) 今後検討すべき論点

① 地域コミュニティでのネットワークづくりと発信力の強化

…社会福祉法人の発信力の向上(高校など教育機関との関係強化)、関係団体・機関等が連携したイメージアップの取組強化 等

② 法人経営者の意識転換と業界風土の向上

…経営者の意識転換に向けた法人理念やキャリアパスのモデル化、研修機会の創出促進、中長期的に勤続できる職場となるための報酬体系、職員育成システムの整備、産休・育休、保育環境、現場復帰の支援などの取組促進 等

③ 法人間の連携と協働事業の普及・促進

…法人の大規模化や協働化によるキャリアパスの構築(キャリアコースの多様化含む)、人事交流等の推進 等

II-5 透明性の確保

(1) 基本的な考え方

- ① 公的な事業である社会福祉事業等について、国民や地域住民への適切な説明を行うこと
- ② 平成18年の公益法人改革等により、財務諸表等について、他の公益法人がより幅広い情報公開を行っていることから、社会福祉法人の運営の透明性を一層高める必要がある。
法人の事業やその財務だけでなく、地域での活動などについても、積極的な情報発信を行っていくことが必要である。

(2) 今後検討すべき論点

- ① 法人の財務諸表等の開示
… 財務諸表の全国共通様式の検討、内部留保の使途・目的の明確化、定款・役員報酬規程等の公表 等
- ② 地域における取組についての公表
- ③ 都道府県、国単位での情報集約
… 法人が受けている補助金の額の情報公開 等
- ④ 経営診断の仕組みの導入

II-6 法人の監督

(1) 基本的な考え方

- ① 今後、複数の都道府県等に事務所がある社会福祉法人については、主たる事務所の所在地の都道府県等が所轄庁になるなど、更に権限移譲が進むこと
- ② 法人の今日的な役割が達成されるよう、法人運営の育成・支援という観点に立ち、メリハリのある指導・監督ができる体制を構築する必要があること
から監督指導の内容・方法、連携の強化などの見直しをしていく必要がある。
サービスの質の向上については、第三者評価を一層活用していく必要がある。

(2) 今後検討すべき論点

- ① 法人監査の方法の見直し
…監査対象・監査手続、行政監査・第三者評価等の役割の整理 等
- ② 法人の自主的な運営の促進
- ③ 財務に係る外部監査の活用
- ④ 全国の法人を把握する仕組みづくり
- ⑤ 行政監査の指導・監督能力、連携の強化
…法人の監督の体制、監査基準の整備 等
- ⑥ 第三者評価の受審促進
…評価機関の能力向上、評価機関の選択、評価結果の開示方法、第三者評価以外の評価手法の活用 等